

第6章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度において、行政が保護者等に提供するサービスは、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっております。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。

子ども・子育て支援サービスの全体像

子どものための教育・保育給付

施設型給付

認定こども園
幼稚園
保育所

地域型給付

小規模保育事業
家庭的保育事業
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て短期支援事業
延長保育事業
病児・病後児保育事業
放課後児童クラブ
妊婦健康診査
実費徴収に係る補足給付事業
多様な主体の参入促進事業

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしております。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や面積の規模●区域ごとに事業量の見込みが可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●保護者の移動状況を踏まえているか●区域内で事業のあっせんが可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施いたします。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっております。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされております。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしております。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

福島町には認可保育所はなく、認定こども園にて保育を実施しております。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	47	47	47	46	47
2号認定	35	35	35	35	35
3号認定(0歳)	3	3	3	3	3
3号認定(1・2歳)	9	9	9	8	9
B. 確保提供数	40	40	40	40	40
2号認定	28	28	28	28	28
3号認定(0歳)	3	3	3	3	3
3号認定(1・2歳)	9	9	9	9	9
差異(B-A)	-7	-7	-7	-6	-7

【確保の方策】

入所の可能性のある児童すべてをニーズ量と捉えており、児童すべてが入所していませんが、確保提供数を上回った場合、施設や保育士等を調整したうえで対応可能と考えております。その上で教育・保育の「質」を確保するために、保育士の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ってまいります。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

福島町は幼稚園と認定こども園で特定教育を実施しております。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	50	50	50	50	50
B. 確保提供数	35	35	35	35	35
差異(B-A)	-15	-15	-15	-15	-15

【確保の方策】

入所の可能性のある児童すべてをニーズ量と捉えておりますが、ニーズ量には、保育希望者も含まれた人数となっているため、対応可能と考えております。その上で教育・保育の「質」を確保するために、幼稚園教諭・保育士の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ってまいります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口は設置していません。

【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口で対応いたします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】

(月平均・親子数)

	平成30年度	令和元年度
利用者数	18	11
実施箇所数(箇所)	1	1

※令和元年度(平成31年度)については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】

(月・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	20	20	20	20	20
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園・認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	平成30年度	令和元年度
利用者数	6	3
実施箇所数(箇所)	2	2

※令和元年度（平成31年度）については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	6	6	6	6	6
B. 確保提供数	6	6	6	6	6
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数と同数であることから対応が可能と考えております。

②幼稚園・認定こども園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について幼稚園・認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	平成30年度	令和元年度
利用者数	0	1
実施箇所数(箇所)	2	2

※令和元年度（平成31年度）については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	2	2	2	2	2
差異(B-A)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能と考えております。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

町の保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	20	20	20	20	20

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	13	12	12	12	12

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておりません。ニーズ調査による結果、利用を希望する声が少数ありますが、本町では実現できないのが現状です。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における検討・実施の予定はありません。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における検討・実施の予定はありません。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておりません。ニーズ調査による結果、利用を希望する声が一定数ありましたが、本町では職員の確保が難しいのが現状です。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	平成30年度	令和元年度
利用者数	17	21
低学年(1～3年)	13	17
高学年(4～6年)	4	4

※令和元年度（平成31年度）については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	22	22	21	21	21
低学年(1～3年)	18	18	17	18	18
高学年(4～6年)	4	4	4	3	3
B. 確保提供数	30	30	30	30	30
差異(B-A)	8	8	9	9	9

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】 (年・実人数/延回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	13	13	13	13	13
受診件数	182	182	182	182	182

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、実施を検討いたします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することといたします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進いたします。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけいたします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進いたします。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化いたします。

(2) 質の高い幼児期の保育・学校教育の一体的な提供の推進

認定こども園における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進いたします。

(3) 幼児期の保育・学校教育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・認定こども園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進いたします。

(4) 幼児教育無償化の推進

① 幼稚園における「私学助成」から「施設型給付負担金」への移行

令和元年より本町における私立幼稚園の補助金財政措置を「私学助成」から「施設型給付負担金」へ移行いたしました。

② 幼児無償化

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を無償化の趣旨とし、令和元年10月より幼稚園・認定こども園の利用料を無償化し、幼児教育の充実を図っております。

<対象者・対象範囲>

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

◆ 3～5歳

- ・原則、小学校就学前の3年間を無償化
- ・学校教育法の規定等に鑑み幼稚園については、満3歳から無償化
- ・保護者からの実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外

◆0～2歳

- ・住民税非課税世帯の園児を対象

2. 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受け、利用日数に応じて預かり保育の利用料が無料になります。

3. 認可外保育施設等

保育の必要性の認定を受け、3～5歳児までの子ども、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の園児たちの利用料が無料になります。

7. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行ってまいります。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施いたします。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めてまいります。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めてまいります。
- 社会的養護施策との連携を図ってまいります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定するひとり親及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進いたします。

③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めてまいります。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めてまいります。
(自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいを含む)

